

江東ひがし

- ◎令和5年度
税制改正大綱…… 2、3
- ◎「第2回親睦
ゴルフコンペ」開催… 4



す み だ 北 斎 美 術 館 蔵

(画像提供：すみだ北斎美術館/DNPartcom)

浮世絵

葛飾北斎

『信州諏訪湖』（しんしゅうすわこ）

この図は、葛飾北斎筆の名所絵（浮世絵風景画）『富嶽三十六景』のうちの1枚。天保元年から天保3年（1830年から32年）頃の作品。

良く晴れた日には、諏訪湖からも遠く富士が眺望できることはよく知られていたようで、北斎のほかに、溪斎英泉や歌川広重らもその光景を錦絵に描いている。甲州、信州側から見た俗にいう「裏不二」の一つである。

諏訪湖の遠景にスッキリと映える富士を描き、諏訪湖の中ほどには通称「浮城」と言われる高島城を配している。湖面には、小舟一艘が浮かび、静かな山国の湖水風景を描き出している。画面を遮るようにVの字に大きく描かれた二本の松から見下ろすように諏訪湖を配し、富士の形と相似するように弁財天の祠を置くなど、北斎の構図への強いこだわりを感じさせる。本作のような大胆な構図は、印象派の画家モネにも影響を与えたとされる。擦り師の絶妙な「拭き下げぼかし」(図の上部のぼかし)の技術で表現された空は、先に広がる奥行きを感じさせる。

この図は、藍一色で刷られた初摺りのものであるが、空の夕日や草木の緑など配色が変更された後摺りのものもある。

令和5年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式会社について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業 1億円以上 中小企業 1千万円以上 海外企業 5億円以上	5億円以上 海外企業は 対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかるとの税額控除制度については、下限を2%から1%に引き上げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期間は3年間延長されます。試験研究

費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除率の適用期間は3年間延長されます。中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業等が特定経営力向上設備を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の

課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産については、災害等によつて被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に変更された財産については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国人の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税

所得税関係

率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。2023年4月以後の贈与について適用されます。

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠 1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠 120万円 成長投資枠 240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適

用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。2025年から適用されます。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4) 特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5) ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内へ延長されます。

消費税関係

(1) 売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2) 1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高

5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3) 適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに對する特例です。

(4) 登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いは事実上なくなりま

国際課税

(1) グローバルミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に對する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2) 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

- ①法人税額に対し、税率4〜5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。
- ②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS 税理士法人
税理士 飯田聡郎
TEL 03153363315449
FAX 03153363315958
HP <http://www.jida-office.jp/>

東京法人会連合会

第2回 法人会主催 親睦ゴルフコンペ開催

4月19日(水) 江東東法人会

主催で、第2回「親睦ゴルフコンペ」を開催いたしました。



スタート前
参加者全員でハイ！チーズ！

しました。

競技方法は、新ペリア方式で、同ネットの場合はローハンディー・高年齢順で行い、ニアピン、ドラコンその他のゲーム有といたしました。

さて、気になる結果ですが優勝及び男性ベストスコア賞は高安博さん(高安ビニール(株)) ネット71・0 グロス89、2位山本健五さん(みずほ銀行) ネット73・6 グロス94、3位小川賢一さん(株寿トラスト) ネット75・0 グロス93でした。

クラブハウスでの表彰式では、宮崎文幸さんと山下信也さんが司会進行をし、参加者全員に賞品が配られる様、配慮して下さいました。

賞品を協賛して下さった各企業の皆様にはお礼申し上げます。

この度の法人会親睦ゴルフコンペが今後も、参加者を増やし同じ江東東管内にて事業

を営む経営者等として更なる

親睦を深め、事業の輪が広がるスポーツを通じた会員交流会になるよう開催を続けていきます。

是非、秋の第3回ゴルフコンペ開催となりましたら当会行事予定及びHP等でお知らせいたしますので上手い下手関係なくご参加ください。



西コース、1組目のメンバー



優勝の高安さんを囲んで

健康ウォーキング 荒川ロックゲートと 小松川千本桜を巡る



指導士
松山正光氏

央公園に入ったところで大粒の雨が降り始め一時雨宿りとなりましたが、雨脚が弱くなり再スタートし、ゴールである駅前亀戸公園に到着。

齊藤副会長より一人ひとり完歩証のミニ賞状が授与され解散となった。

次回は秋に開催予定。皆様のご参加をお待ちしています。

4月8日(土)天候が心配されましたが会員と江東東税務署職員の方々、計28名が大島小松川公園に集合し、JWA公認・健康ウォーキング指導士の松山正光氏指導の下、ストレッチを行い出発。

荒川と旧中川とを結ぶ閘門である荒川ロックゲートを見学した後、満開の千本桜の中をウォーキング予定でしたが、少々葉桜となつてしまいました。しかし時折吹く風に舞い上がるピンクの花吹雪はまた格別な美しさがありました。桜には一本一本に番号札が付けられており、1000番の札を付けた木を見つけ写真を撮る場面もありました。

その後、亀戸浅間神社や亀戸水神宮に立ち寄り、亀戸中

千本桜の中を
楽しくウォーキング



満開の八重桜と一緒に
集合写真

企業見学研修会 株式会社 徳倉

千葉工場

青年部会



今回、見学させて頂いた
株式会社 徳倉 千葉工場

3月8日(水)青年部会員15名が、当会会員様である株式会社徳倉(本社所在地:江東区北砂1丁目18番2号)の千葉工場(千葉県東金市千葉東テクノグリーンパーク内)を見学させて頂いた。

株式会社徳倉は、ケーキやドーナツなどデコレーション用の粉砂糖や、チョコやガム、ホイップクリーム等の練り込み用などの糖類粉碎特殊加工のトップメーカーだ。

白い外壁が美しい工場建物に入ると徳倉基宏社長直々に迎えていただき、会議室にて会社沿革と概要、工場での

製造の行程、商品の特徴など

モニターを使用して丁寧に

説明いただいた。特にトップ

ブランドとしての信頼を守る

ために、高基準の品質管理を

行う衛生面と職場環境の6S

(整理・整頓・清掃・清潔・し

つけ・笑顔)と、品質と生産

性の向上を目標とした5T

(定位置・定量・定方向・表

示・標識)を徹底して行い、全

ての従業員が改善点について

模索し常にレベルアップを図

る意識の高さ、組織の在り方

に多くを学ぶことができた。

その後、全員衛生服に着替

え、広大な且つ完全に衛生管



衛生服に着替えて説明を聞く
青年部会員

理された工場内を案内してい

ただき、何台も並んだ大きな

タンクや機械について丁寧に

説明をいただいた。参加者一

同、徹底した品質管理に感心

させられた工場見学となった。

見学終了後は、株式会社徳倉

の新規事業であるいちご狩り

施設「Strawberry Farm

OBLADI」を訪れた。

このいちご狩り施設は、国

の新規事業助成金を申請し令

和2年に新しく立ち上げた新

規事業で、巨大なハウスの中

には数種類の品種のいちごの

棚がズラリと並び、真っ赤に

大きく育ったいちごをお腹い

っぱい堪能させていただいた。

この度、ご協力いただいた

徳倉社長は、「食と健康への関

心が高まっている昨今、創造

的な経営理念に基づき、より

品質の高さについて分かりやすく説明する徳倉社長



品質の高さについて分かり
やすく説明する徳倉社長

安心して満足感のある楽しさ

と感動をお客様にお届けでき

るよう、研究開発と品質管理

に取組んでまいります。また、

新規事業の「いちご狩り施設」

では皆様に品種の異なる美味

しいいちごをお楽しみいただ

けるようスタッフ一同精進し、

皆様のご来園をお待ちしてお

ります。」とお話くださいまし

た。



ずっと奥まで続くいちごの棚
4種類のいちごが食べ放題

店長で社長の娘さん(後列中央)を囲んで集合写真



徳倉社長様、また従業員の

皆様、大変お世話になりました、あ

りがとうございました。益々

のご事業のご発展をお祈りい

たします!!

真木さんが東京都 主税局長賞を受賞

令和4年度 東法連女連協

「税に関する絵はがきコンク

ール」において、江東区立浅

間堅川小学校6年生の真木環

志さんの作品が東京都主税局

長賞を受賞されました。おめ

でとうございます。

表彰式は、令和5年3月13

日(月)に京王プラザホテルにお

いて挙行されました。



東京都主税局長賞



真木さんと小池主税局長

インボイス制度の最新情報は、国税庁HP
『インボイス特設サイト』をご覧ください！

(インボイス特設サイト画面)

特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度



公表サイト



新着情報

[登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について](#)

登録申請書等に係る通知までの期間の目安については、[こちら](#)でご案内しております。

2月28日

- 「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」を掲載しました。
インボイス制度に関する、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください!
- 「お問合せの多いご質問」を更新しました。

インボイス制度の説明会
説明会のご案内は
こちらから



YouTube
国税庁動画
チャンネル



インボイス制度に関するお問合せ先

税務相談チャットボット
「チャットボット」ただいま公開中!
インボイス制度の疑問にふたばかお答えします!
[> チャットを開始する](#)

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問をお受けします

0120-205-553

9:00~17:00(土日祝除く)

この他、制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口をご用意しています

インボイス制度に関わる
各省庁等の相談窓口一覧



制度の概要

お問合せが多い
質問等随時更新



Q&A



取扱通達



申請書
申請手続

都税だより

5月 は自動車税種別割の納期

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。令和5年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(月)に発送します。5月31日(水)までにお納めください。納税には、スマートフォン決済アプリのほか、インターネット上の専用サイトからクレジットカードでも納付できます。また、ペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及び金融機関・郵便局のATMでも納付できますので、ご利用ください。

税務研究部会第52回通常総会が4月25日(火)に開催されました。令和4年度事業報告、決算報告、令和5年度事業計画(案)、収支予算(案)を精査いただき、役員改選全ての議案にご承認をいただきました。講演会では、江東東税務署法人課税第1部門芝田統括官を講師にお招きし「国際課税のおはなし」についてご講演をいただきました。

部会総会のご案内

◎源泉部会第49回通常総会
開催日時 5月19日(金)
午後3時30分～

◎青年部会第52回通常総会
開催日時 5月26日(金)
午後4時～

◎女性部会第56回通常総会
開催日時 5月10日(水)
午後2時～

◎源泉部会第49回通常総会
開催日時 5月19日(金)
午後3時30分～

第12回 通常総会のご案内

開催日 6月7日(水)

会場 アンフェリシオン

第1部 第12回通常総会(午後3時30分～)

第1号議案 令和4年度事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度決算報告承認の件

第3号議案 役員改選(案)承認の件

報告事項1 令和5年度事業計画

報告事項2 令和5年度収支予算

臨時理事会

第2部 懇談会(午後5時45分～同7時)

会費 5000円(懇談会参加の場合)

※同封の委任状ハガキにてご出欠に関わらず、ご署名・ご捺印の上、ご投函くださいますようお願い申し上げます

決算法人説明会

当会と江東東税務署共催の決算法人説明会が、去る3月14日(火)、午前と午後の2回、カメラアプラザに於いて、江東東税務署法人課税第1部門大久保上席、足助上席を講師に行われた。

控除の方式「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」について説明があり、適格請求書等保存方式が開始されるとどのように変わるのか、更に「適格請求書発行事業者」になるための手続き等について詳細な説明があった。

説明会では、決算期の到来する法人を対象に決算の注意点を説明された。

また令和5年10月1日から開始される消費税の仕入税額



事前予約制であったが多の方に参加をいただいた。



▼毎月第一土曜日
曜日は中学生時代の仲間十人位との飲み会が有ります。

▼集まる場所は中学時代の番長で下戸のN君宅です。夫人は嫌な顔を一つもせず、美味しいお料理とお酒でもてなして戴き四十数年間続きました。その彼の結婚の条件とは仲間が憩おう場所が自宅になる事を、夫人が承諾する事だったそうです。

▼しかし、その夫人の健康上で、その後はB君の自宅に会場を移し数年間続けました。只、その間には仲間の半数が癌に冒されましたが、皆んな無事に完治して現在は同級生女子の経営している小料理屋で毎月一回の飲み会が続いております。

▼そして年間二回のゴルフコンペは先輩・後輩を含めて今年の四月で66回を迎え、腕を競っております。今年も皆、卯年生まれなのでゴルフのパープレイ歳になりました。

(芳)

第17回全国女性フォーラム 愛媛大会

4月13日(木)第17回全国女性フォーラム愛媛大会がアイテムえひめ(愛媛国際貿易センター)で開催された。



全国の女性部会員1900名が集まった愛媛大会会場

全国各法人会の女性部会員約1900名が一堂に集結した大変華やかな大会となり、当会女性部会からは設楽顧問と佐藤顧問の2名が参加した。記念講演では、人気TV番組「プレバト!」でお馴染みの俳人・夏井いつき氏による「句会ライブ」が行われ、お題に添った句を5分で考え、提出できた1500作の句の中から、選ばれた3作品の季語ポイントや作者へのインタビ

ューを交えて、楽しく講評いただいた句会ライブとなった。

式典では「愛顔咲く マドナたちの新時代」とともに拓こう「媛の国から」のスローガンを唱和し、女性部会の租税教育活動「税の絵はがきコンクール」の取り組みについて講評が行われ、更に充実を期す旨の大会宣言を行った。その後、次回開催県の広島県連に大会旗が伝達され広島宣伝隊によるPRが行われた。懇親会では、お食事と地酒を頂きながら、他県の女性部会の方々と交流を行うなど有意義な大会となった。



参加した設楽顧問と佐藤顧問

行事予定

5月

9日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
10日(水)	女性部会第56回通常総会	午後2時	法人会館
13日(土)	社会貢献活動 第46回「まちをきれいに」	午前9時30分	大島地区
16日(火)	新設法人説明会	午後3時	法人会館
18日(木)	インボイス制度説明会(課税事業者向け)	午後2時30分	法人会館
19日(金)	源泉部会第49回通常総会	午後3時30分	法人会館
25日(木)	インボイス制度説明会(免税事業者向け)	午後2時30分	法人会館
26日(金)	青年部会第52回通常総会	午後4時	法人会館

6月

7日(水)	第12回通常総会	午後3時30分	アンフェリシオン
13日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
	決算法人説明会及びインボイス制度説明会	午後2時	法人会館
22日(木)	インボイス制度説明会(免税事業者向け)及び登録申請相談会	午後2時30分	法人会館
23日(金)	源泉部会・税務研究部会合同研修会 内容「未定」 講師 未定	午後3時30分	法人会館
29日(木)	インボイス制度説明会(免税事業者向け)及び登録申請相談会	午後2時30分	法人会館

7月

4日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
21日(金)	インボイス制度説明会	午後2時30分	法人会館
26日(水)	理事・監事・委員会・部会合同役員会	午後5時	亀戸天神社
27日(木)	インボイス制度説明会(免税事業者向け)及び登録申請相談会	午後2時30分	法人会館

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載いたします。
◎各種研修会・説明会には、当会に入会されていない法人および一般の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,241社 法人会員数 1,342社 加入率 31.64% (令和5年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>